【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年 3 月11日

【会社名】 株式会社ヤオコー

【英訳名】 YAOKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 野 澄 人

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 上 池 昌 伸

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 上 池 昌 伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,093,858,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2025年3月11日、当社発行の普通株式の一部について、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式の取得を行いましたので、2025年3月10日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正し、また、添付書類である自己株券買付状況報告書を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

自己株券買付状況報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

(注)(中略)

- 4 . 本有価証券届出書提出時点では、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式数を充足しておりませんが、2025年3月10日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得する株式の総数240,000株、取得価額の総額2,184,000,000円をそれぞれ上限として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式取得を行う旨の決議をしております。よって、当該自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を行う2025年3月11日には、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式数を充足する予定です。
- 5 . 当該自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)によって、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式 数を充足しなかった場合には、取締役会決議は無効となります。

(訂正後)

(注)(中略)

4.本有価証券届出書提出時点では、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式数を充足しておりませんが、2025年3月10日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得する株式の総数240,000株、取得価額の総額2,184,000,000円をそれぞれ上限として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式取得を行う旨の決議をしております。 上記決議に基づき、2025年3月11日、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式235,700株について、取得価額の総額を2,144,870,000円とする自己株式の取得を行いました。

(注) 5 の全文削除

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

(81 11 193)					
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社川野商事	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	7,679	18.43	7,679	18.34
株式会社川野パー トナーズ	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	4,222	10.14	4,222	10.09
日本マスタートラ スト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシ ティAIR	3,450	8.28	3,450	8.24
公益財団法人川野 小児医学奨学財団	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	1,900	4.56	1,900	4.54
株式会社武蔵野銀 行	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1丁目10番地8	1,292	3.10	1,292	3.09
株式会社三井住友 銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1番 2号	1,292	3.10	1,292	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号	1,153	2.77	1,153	2.75
株式会社日本カストディ銀行(信託 E口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番12号	665	1.60	1,113	2.66
ヤオコー従業員持 株会	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	918	2.21	918	2.19
川野 清巳	埼玉県川越市	819	1.97	819	1.96
計		23,395	56.16	23,843	<u>56.95</u>

(注)(中略)

2.上記のほか当社所有の自己株式212,550株(2024年9月30日現在)を所有しております。本有価証券届出書提出時点では、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式数を充足しておりませんが、2025年3月10日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得する株式の総数240,000株、取得価額の総額2,184,000,000円をそれぞれ上限として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式取得を行う旨の決議をしております。上限である240,000株を取得した場合、当社所有の自己株式は、割当後4,350株となります。ただし、2024年10月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

(中略)

4 . 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権数416,595個に2025年3月11日の自己株式取得により減少する議決権数2,400個を控除し、本自己株式処分により増加する議決権数4,482個を加えた数で除した数値であります。ただし、減少する議決権数2,400個は、上記(注)2に記載の自己株式の買付けにおいて上限株数240,000株を取得した場合の個数を使用しており、実際の取得株数により変動いたします。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社川野商事	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	7,679	18.43	7,679	18.34
株式会社川野パー トナーズ	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	4,222	10.14	4,222	<u>10.08</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8 番1号 赤坂インターシ ティAIR	3,450	8.28	3,450	8.24
公益財団法人川野 小児医学奨学財団	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	1,900	4.56	1,900	4.54
株式会社武蔵野銀 行	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1丁目10番地8	1,292	3.10	1,292	3.09
株式会社三井住友 銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1番 2号	1,292	3.10	1,292	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目 8番12号	1,153	2.77	1,153	2.75
株式会社日本カストディ銀行(信託 E口)	東京都中央区晴海1丁目 8番12号	665	1.60	1,113	2.66
ヤオコー従業員持 株会	埼玉県川越市新宿町1丁 目10番地1	918	2.21	918	2.19
川野清巳	埼玉県川越市	819	1.97	819	1.96
計		23,395	56.16	23,843	<u>56.94</u>

(注)(中略)

2.上記のほか当社所有の自己株式212,550株(2024年9月30日現在)を所有しております。本有価証券届出書提出時点では、保有する自己株式の数が第三者割当による総発行株式数を充足しておりませんが、2025年3月10日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得する株式の総数240,000株、取得価額の総額2,184,000,000円をそれぞれ上限として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式取得を行う旨の決議をしております。この結果、235,700株を取得したため、当社所有の自己株式は、割当後50株となります。ただし、2024年10月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

(中略)

4.割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権数416,595個に2025年3月11日の自己株式取得により減少する議決権数2,357個を控除し、本自己株式処分により増加する議決権数4,482個を加えた数で除した数値であります。

第三部 【参照情報】

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第67期事業年度)及び半期報告書(第68期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年3月10日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書</u>提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第67期事業年度)及び半期報告書(第68期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年3月11日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書の訂正届出書</u>提出日現在において変更の必要はないと判断しております。